

令和5年1月11日

各指定就労移行支援事業所 様
各指定就労継続支援 A 型事業所 様
各指定就労継続支援 B 型事業所 様

松阪市福祉事務所
障がい福祉課

就労系障害福祉サービス事業所における在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

平素は、松阪市の福祉行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型（以下「就労系サービス」とします。）における在宅でのサービス利用に関しましては、「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者」であることが要件とされているところです。

つきましては、本市においての取扱いを下記のとおりといたしますので、ご確認のうえご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 利用対象者について

在宅支援の届出書および個別支援計画により、在宅でのサービスによる支援効果が認められると松阪市が判断した者（コロナウイルス感染拡大防止を理由とする場合は、届出等の手続きが通常時の場合と一部異なります。裏面をご確認ください。）

2. 在宅利用における報酬算定の要件について（以下①～⑨すべてを満たす場合に報酬算定が可能）

- ① 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。
- ② 指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。
- ③ 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ④ 利用者に対し1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等の内容及び利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行えること。
- ⑤ 緊急時の対応ができること。
- ⑥ 在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑦ 事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑧ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。
- ⑨ ⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない。

（その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービス利用も可能。）

3. 届出等の手続きについて

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする場合（臨時的な措置）

① 在宅支援を提供する就労系サービス事業所が、以下の書類を松阪市障がい福祉課に提出

障害福祉サービスの臨時的在宅支援に関する届出書（別添の新様式）

※ 在宅支援期間は**最大1か月間**としてください。（就労系サービスに限る。）

※ 健康管理や相談支援のみでなく、なんらかの形で作業活動または訓練を行うことが必要です。

② 提出書類の内容を確認し、在宅支援**不可**となった場合にのみ就労系サービス事業所に通知。

〔 その他留意事項 〕

* 新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする場合、当面の間、受給者証への記載はありません。

* 臨時的な措置となりますので、在宅支援が1か月を超える場合は、かならず(2)の手続きをしてください。

* 臨時的在宅支援の決定の毎に提出してください。（現在「未定」で届出書を提出されている場合であって、在宅支援期間が1か月を超えるときは、(2)の手続きをしてください。）

(2) 通常時の場合（新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする申請を除く）

① 在宅支援を提供する就労系サービス事業所が、以下の書類を松阪市障がい福祉課に提出

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における在宅利用に係る届出書

※ 対象となる利用者本人が記入する欄があります。

個別支援計画

運営規程（すでに他の利用者で提出済の場合は不要。）

② 松阪市において提出書類の内容を確認のうえ、支給決定を行う。

※ 在宅での支援を認める場合については、受給者証に「在宅支援」と記載します。

※ 在宅時生活支援サービス加算対象者と認める場合は、受給者証に「在宅時生活支援サービス加算対象者」と記載します。（加算を算定できるのは、在宅利用者に対し、就労系サービス事業者が在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供し、その費用を就労系サービス事業所自らが負担した場合にのみとなります。）

〔 その他留意事項 〕

* 令和5年1月現在、すでに在宅支援を行っている場合は、**令和5年1月31日までに**(2)の手続きをしてください。

※ 同内容の文書を、相談支援事業所に1月11日付け送付しています。利用者及び相談支援事業所と連携を図るため、(2)の手続きをされる際は、当該利用者の相談支援事業所に連絡をしていただくようお願いします。

- 問い合わせ先 -

松阪市福祉事務所 障がい福祉課

TEL 0598-53-4056 FAX 0598-26-9113

E-mail shogai.div@city.matsusaka.mie.jp